

# 憲法しんぶん速報版

第 64 号

2003 年 12 月 12 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## 憲法前文引用しイラク派兵を「合理化」 首相妄言に 9 条ポスターで反撃を

小泉首相は 9 日、イラク派兵「基本計画」に関連し、憲法前文を読み上げ、「日本国として、日本国民として、この憲法に沿った活動が、国際社会から求められている」と、イラク派兵「合理化」の根拠に憲法をもちだしました。9 条ポスターをさらに大きく普及し、憲法を逆用する小泉首相を世論から孤立させましょう！

### 山崎副官房長官に抗議

憲法会議、安保破棄中央実行委員会など 5 団体の代表は 10 日、山崎正昭副幹事長に面会し、政府のイラク派兵「基本計画」決定に抗議しました。このなかで、川村俊夫憲法会議事務局長は、小泉首相が憲法の前文を引用したことは憲法を全く逆にと描くものと厳しく抗議しました。これにたいし山崎副幹事長は、「自衛隊は戦争をしにいくのではない」と強弁。まともに答えようとはしませんでした。

一般紙でも、この小泉首相の前文引用については、「(首相は) 9 条には一切触れることはなかった。前文と 9 条に『すき間』があるとかねて言ってきた首相だが、もはや 9 条の存在を忘れ去ろうとしているかのようだ」(朝日)

「(首相は記者会見に向けて)この一週間、憲法の前文を暗記していただけ」(日経)と批判しています。

### 最終報告へ筋道づくり

【衆院憲法調査会】 中山太郎会長は、さきの特別国会で会長に就任したさい、あいさつのなかで、「調査のより一層の充実」と「最終報告書の作成に向けた憲法論議の整理、集約」をはかる考えを述べました。これにより、これまで月 3 回の調査会を月 4 回に増やす意向をもっているといわれるといわれます。また、来年度予算と関連して、次のような日程が組まれていることが明らかになりました。

地方公聴会はこれまで 9 ブロックでおこなわれてきました。残る中国ブロック(広島予定)は、今年度の予算に

組まれており、中山会長は3月の早い時期に開催したいとしています。

4月以降は、中央公聴会（1回8人程度）を2～4回開催するほか、これまで幹事会で論議されていないシンポジウムの予算も計上されています。

## 「国民投票法」反対で院内集会

【5・3集会実行委員会】 「5・3憲法集会実行委員会」は12月11日事務局団体会議を開き、来年の「5・3憲法集会」に向けた当面の取り組みについて論議しました。そのなかで確認された主なことは次のとおりです。

①「憲法改正国民投票法」に反対し、つぎのような院内集会を開く。

◇日時 1月23日 2:00～4:00

◇会場 議員会館

◇内容 憲法研究者の報告、政党代表の発言等

なおこの集会で、事務局8団体連名の法案反対のアピールを發表します。

②「5・3憲法集会」は、全体を90分程度とし、講演、各界発言、文化行事で構成する。

③9条改悪署名の推進・集約を促進するため、3月3日、4月2日に署名提出行動を行う。また、共同の街頭宣伝行動を計画する。

ポスター、ロゴマークのデザイン募集のため、チラシを作製する。

## 地方憲法会議のうごき

【千葉】 「記憶が風化したときに再び惨禍がおこる」と開戦の日を前にした12月6日に集会を開きました。集会では、細菌戦争にかかわった旧日

## 「国際貢献」の正体

米国防総省は、イラク復興にかかわる石油、電力など総額186億ドル（約2兆5000億円）の受注を、米、イラクのほか、「連合国パートナー」である日本などの企業に限定し、仏独などは排除する方針を發表しました。5日付でウォルフォウィッツ国防副長官の通達にもとづくもの。

91年の湾岸戦争の時には、日本は90億ドルも戦費負担をしながら、自衛隊を送らなかつたため、クウェートの戦後復興の事業から日本の大企業は排除されました。財界では「湾岸戦争トラウマ」の言葉が出るほどショックが大きかつたといひます。

破壊も「復興」も、大企業にとっては儲けの対象でしかありません。経団連、経済同友会のトップが「国際貢献」を口にして自衛隊のイラク派兵強行を求めているのも、そうした下心があつてとしか思えませんが。

本軍731部隊の一員だつた篠塚良雄さんも参加、細菌作戦の恐ろしさを語り、「国は被害者に謝罪を」と訴えました。

【石川】 12月8日、憲法会議など5団体は、「再び戦争は許さない、平和を守るつどい」を開催、60人参加しました。集会では、牧師の漆崎英之さんが講演、「憲法は死守しなければならない。それが未来の子どもたちに托す最大の贈り物だ」とよびかけました。

## メール送信ご希望の方へ

「速報版」の送付を、そのまま転送できるようメールで受信することをご希望の方は、メールで憲法会議宛に申し込んでください。